

日本の看護学生・看護師の高等教育における 「根拠に基づく実践」の記述に関する文献レビュー

友滝愛¹ 津田泰伸²

1 国立看護大学校 2 聖マリアンナ医科大学病院
tomotakia@adm.ncn.ac.jp

Literature Review of Public Documents for Descriptions Regarding Evidence-based Practice in Higher Education for Japanese Nursing Students and Nurses

TOMOTAKI Ai¹ TSUDA Yasunobu²

1 National College of Nursing, Japan

2 St. Marianna University School of Medicine Hospital

[Abstract] The importance of evidence-based practice (EBP) has been widely recognized worldwide. EBP is essential for nurses, and EBP education promotes EBP. However, there is no systematic report on how EBP education is embedded in the higher education for nurses in Japan. Hence, we extracted and summarized the descriptions of public documentation regarding to EBP education in the bachelor's program for nursing universities and the master's program for advanced practice nurses in Japan. As a result, in the Bachelor of Nursing program, EBP was described in the Nursing Education Model Core Curriculum. A definition of certified nurse specialist (CNS) and nurse practitioner's roles did not include EBP directly. Some CNS courses indicated EBP as one of the educational goals, but the degree of description differs among the courses. Further research is needed to investigate a syllabus and actual EBP education at nursing universities and graduate schools.

[Keywords] 根拠に基づく実践 evidence-based practice, 看護基礎教育 basic nursing education, 高度実践看護師 advanced practice nurses, 高等教育 higher education, 看護学生 nursing student

I. はじめに

根拠に基づく実践 (Evidence-based practice, 以下「EBP」)の重要性は広く認識され、米国の the Institute of Medicine (IOM) は、2020年までにEBPの普及を目指すことを提言した (Institute of Medicine, 2009)。しかし、看護師はEBPに対して肯定的ではあるものの、EBPに取り組む頻度やEBPで求められる研究の知識・スキルに対する自己評価が低いことなどが報告されている (遠藤ら, 2009; 二見ら, 2019; Melnyk et al., 2018b; 宮首ら, 2011; Saunders et al., 2015, 2016; Tomotaki et al., 2020)。そのような中、EBPの学習経験等のある看護師はEBPの取り組みに関する自己評価が高いことが知られており (Tomotaki et al., 2020)、EBPに関する教育体制の構築は急務である。

看護師の人材育成は、看護師資格取得前の看護基礎教育、看護師資格取得後の生涯学習としての教育、高度実践看護師を養成する高等教育がある。特にEBPでは、研究成果を含めた文献の検索や読解が求められるため (Straus et al., 2019)、研究に関して体系的に学ぶ高等教育での学修

が求められる。看護師に対するEBP教育の議論は米国が先行しており、学士課程におけるEBPに必要な基礎的なリテラシーの習得 (American Association of Colleges of Nursing, 2008)、大学院修士課程でEBPの実践に必要な知識スキルの習得 (American Association of Colleges of Nursing, 2011)、大学院博士課程のDoctor of Nursing PracticeコースにおけるEBPの教育・研究者の育成 (American Association of Colleges of Nursing, 2006) が掲げられている。日本でも、学士課程の教育で、EBPの教育が求められる (大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会, 2017)、特に大学院修士課程で養成される高度実践看護師にEBPを推進する役割が期待されている (日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分会, 2011; 日本看護系大学協議会, 2014)。しかし、日本の看護師の高等教育においてEBP教育がどのように位置付けられているか、体系的に報告されたものはない。

そこで、本研究では日本の看護師の高等教育に関する公的文書において、EBP教育の内容がどのように記述されているかを明らかにする。

Ⅱ. 方法

1. 対象文書

本研究は、日本の高等教育機関（大学・大学院）における看護師の養成に関する文書を対象とすることから、選択基準は①「大学学士課程での看護師養成に関する公的文書」または「大学院での高度実践看護師（Advanced Practice Nurse: APN）の養成に関する公的文書」、②一般に公開されている文書とした。

なお、本研究の対象となる大学院で養成される APN とは、専門看護師（Certified Nurse Specialist: CNS）または診療看護師（Nurse Practitioner: NP）とし、各大学院の独自の養成による APN（周麻酔期看護師（赤瀬ら、2018））は本研究の対象外とした。

また、本研究における公的文書とは、大学・大学院の設置認可を行う文部科学省、または、APN の養成・認定に関わる組織が公表している文書とした。APN の養成・認定に関わる組織は、CNS については専門看護分野の特定、認定審査・認定更新審査等を行う日本看護協会（日本看護協会、n.d.）、教育課程の特定、教育課程の認定・認定更新を行う日本看護系大学協議会（Japan Association of Nursing Programs in Universities: JANPU）（日本看護系大学協議会、n.d. b）、NP については資格認定審査を行う JANPU（日本看護系大学協議会、n.d. a）、大学院における NP 教育課程の認定（日本 NP 教育大学院協議会、n.d.）を行う日本 NP 教育大学院協議会である。

2. EBP に関する記述の抽出手順、および、分析方法

まず本研究の対象となる公的文書を読み、EBP に関連する記述を抽出した。EBP に関連する記述は、次の定義に基づいて抽出した。

- 1) EBP の定義：本研究では「臨床での意思決定の過程で、患者の価値観、医療者の経験、根拠を統合すること」とした（Sackett et al., 1996）。Sackett らが提唱した EBP は、「臨床疑問の定式化」（手順 1）、「文献の検索」（手順 2）、「文献の批判的吟味」（手順 3）、「実践への適用」（手順 4）、「手順 1～5 の評価」（手順 5）の 5 つの手順から成る。臨床における意思決定の過程であるとされる。また EBP は、臨床疫学の考え方を基本として、根拠の確からしさを信頼性・妥当性の観点から評価して最良の根拠に基づいた実践と捉えている。本研究で Sackett らの定義を採用した理由は、看護分野で行われる質的研究や事例検討など臨床疫学以外の研究成果を除外するものではないこと、Sackett らの提唱する EBP は看護分野の EBP の基本の考え方であるとされているからである（Melnyk et al., 2018a）。
- 2) EBP の“evidence”を示す用語：EBP の“evidence”に

関する用語は、英語では一般的に“evidence”と記されるが、日本では用語が統一されていない。そこで本研究では、前述の EBP の定義を踏まえて「根拠」、「エビデンス」、「科学的根拠」、「研究成果」、「疫学・統計」の用語を含む文章を、本研究の EBP の文脈における“evidence”とした。

- 3) EBP に類似する用語：EBP は、一般的には「根拠（エビデンス、科学的根拠）に基づく実践」と訳されるが、EBP に類似する概念に「研究成果の利活用」、「ナレッジ・トランスレーション」、「実装科学」（Nilsen, 2015）などがある。これらの用語の定義は、厳密には互いに相違点があるが、「研究で得られた知見を実践に取り入れる」という共通の概念を有している。そこで本研究では、前述の Sackett らの EBP の定義（Sackett et al., 1996）を基本とするが、研究の知見を実践で取り入れる活動の総称として「EBP」を用い、前述の EBP と類似する用語を含む文章を対象とした。

次に、EBP に関する記述内容を文書ごとに表で整理した。CNS 教育課程については、専門課程ごとに EBP に関する記述の有無を集計し、具体的な記載例を表に示した。なお、EBP と研究を行うことは異なるものであるが、研究に関する理解が求められる点は共通している。そこで、とくに大学院における APN の養成に関しては、「EBP に関する記述あり」に加えて、「EBP に関する記述はないが、研究に関する記述あり」、「EBP と研究の両方の記述なし」の 3 つに分類し、集計した。

Ⅲ. 結果

1. 対象文書

本研究の対象文書は、ウェブサイトから入手可能であった 3 文書となった。

学士課程の教育については、2017 年に文部科学省により発出された公的文書である「看護学教育モデル・コア・カリキュラム～学士課程においてコアとなる看護実践能力の修得を目指した学修目標～」(以下、「モデルコアカリ」)(大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会、2017)を対象とした。モデルコアカリは、『各大学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するため、「学士課程版看護実践能力と到達目標」を具体化した学修目標を提示する』ものとされている。

大学院課程における APN の教育では、CNS の教育については、JANPU から公表された 2019 年の「高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項」(日本看護系大学協議会、n.d.)を対象とした。NP の教育については、教育課程基準が一般に公開されていなかったため、ウェブサイトから入手可能であった「日本看護系大学

協議会ナースプラクティショナー資格認定規程」(日本看護系大学協議会, n.d.) を対象とした。

2. 各文書における EBP の記述

1) 大学学士課程での看護師養成に関する公的文書

モデルコアカリでは、看護系人材として求められる 9 つの基本的な資質・能力のうち、EBP に関連する内容として「根拠に基づいた課題対応能力」、「科学的探究」が記述されていた。さらに詳細に見ると、「A-3 根拠に基づいた課題対応能力」、「A-8 科学的探究」として、学力を高めるためにこれらの知識スキルを習得することが目標として明記されていた(表 1)。

2) 大学院での APN の養成に関する公的文書

(1) CNS

高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項において、CNS は「実践」、「相談」、「調整」、「倫理調整」、「教育」、「研究」の 6 つの役割を有しているが、これらの定義で EBP に直接言及している記述はなかった。

なお「研究」は「研究活動を行う」とあり、研究成果を実践に統合する EBP に関する内容ではなかった。

専攻課程によらない共通科目の審査規準として、「看護教育論」、「看護管理論」、「看護理論」、「看護研究」、「コンサルテーション論」、「看護倫理」、「看護政策論」の 7 科目を設けることが定められていた。これらの科目を説明する文章で、EBP について直接的に言及された記述はなかった。なお「看護研究」は「専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する科目が設けられていること」とあり、「実践の場における研究活動」に関する記述であった。

各専門課程の目標・科目について、EBP に関する記述を抜粋したものを表 2 に示した。CNS 専門課程 14 分野のうち、EBP に関する記述があったのは 6 分野、EBP に関する記述はないが、研究を実施することに関する記述があったのは 7 分野、両方の記述がなかったのは 1 分野であった。なお、EBP および研究の実施の両方について記述があったのは 2 分野であった。

表 1. モデルコアカリにおける EBP に関連する記述

A 看護系人材(看護職)として求められる基本的な資質・能力	
A-3 根拠に基づいた課題対応能力: 未知の課題に対して、自ら幅広く多様な情報を収集し、創造性の発揮と倫理的・道徳的な判断および科学的根拠の選択によって課題解決に向けた対応につなげる基盤を身に付ける。	
A-3-1) 課題対応能力 ねらい: 自らの力で課題を発見し、解決に向けた対応を学ぶ。	学修目標: ① 必要な課題を自ら発見できる。 ② 重要性・必要性に応じて自分に必要な課題の優先順位を決定できる。 ③ 課題の解決に向けた対応方法を自らの力だけでなく他者と協力して見出すことができる。
A-8 科学的探究: 人々の健康で幸福な生活の実現に貢献する基盤としての看護学研究的の必要性を理解し、研究成果と看護実践への活用例を具体的に知ることを通して、看護学の知識体系の構築に関心を向ける。	
A-8-1) 看護学における研究の必要性・意義 ねらい: 看護学における研究の必要性・意義を学ぶ。	学修目標: ① 実践の課題に基づき研究が開始され、研究成果が実践に還元され、実践の根拠となることを理解できる。 ② 研究成果を根拠とする看護実践への活用例を理解できる。 ③ 看護実践の向上、看護学における研究の必要性・意義が説明できる。
B 社会と看護学	
B-2 社会システムと健康	
B-2-6) 疫学・保健統計 ねらい: 根拠に基づいた看護を実践するための基礎となる疫学と保健統計について学ぶ。	学修目標: ① 人口統計(人口静態、人口動態)、疾病構造、保健・医療・福祉に関する基本的統計や指標について説明できる。 ② 健康障害と相対リスクについて説明できる。 ③ 疫学的因果関係の推定について説明できる。 ④ 情報リテラシーについて説明できる。 ⑤ 統計資料をデータベースや文献・図書から検索し活用できる。
C 看護の対象理解に必要な基本的知識	
C-1 看護学に基づいた基本的な考え方	
C-1-4) 看護過程 ねらい: 看護過程の一連の流れについて知識として理解し、実践に活用するための方法を学ぶ。	学修目標: ① 看護過程とは何かについて説明できる。 ② 対象理解のための情報収集について説明できる。 ③ 収集した情報を科学的根拠に基づいてアセスメントする方法を説明できる。 ④ 対象者のより良い健康状態を目指すために必要な専門知識の活用を説明できる。 ⑤ 看護ニーズを明確化し、優先順位を決定する方法を説明できる。 ⑥ 看護目標を設定し、具体的に計画立案・実施する方法を説明できる。 ⑦ 実施した看護を評価する方法を説明できる。

表2. CNS 教育課程における EBP および研究に関する記述

記述の有無	専門課程数 (N=14)	記載例
EBPに関する記述あり	6 (42.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん看護*：「がんに関する専門知識を深め、エビデンスに基づいた確かな臨床判断を行うことができる。」（専攻分野教育目標1）、「がんがもたらすあらゆる苦痛症状および苦悩を包括的に理解し、エビデンスに基づいて適切なケアとケアを統合して提供する能力を高める。」（分野専攻科目5.緩和ケア） ・母性看護：「母性看護領域における研究を推進するとともに、最新の研究成果を実践に役立てることができる。」（専攻分野教育目標3）、「周産期医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。」（専攻分野共通科目2）、「女性医療ケアにおける最新知識・技術、ガイドラインについて学び、関連する最新エビデンスを獲得する方法を修得する。」（専攻分野共通科目3）、「エビデンスの女性の健康問題への適用、社会政策への参画の方法について学び、女性の健康問題解決を発展させるうえで、リーダーシップを発揮できる能力を養う。」（専攻分野共通科目2） ・小児看護：「小児看護の研究を推進し、その成果を活用できる。」（専攻分野共通科目9） ・老年看護：「老年看護の理論や質の高い最新の研究を理解し、実践に活用できる。」（専攻分野共通科目5） ・精神看護：「精神保健医療に関わる研究成果を実践に適切に活用できる。」（専攻分野共通科目8） ・感染症看護：「感染防止の実践に疫学の原理と統計的方法の知識を活用することができる。」（専攻分野共通科目1） ・慢性看護：「専門知識・技術の向上を図るために、看護活動に関する研究活動に参加し、それを支援できる。」（専攻分野教育目標5） ・家族看護：「家族看護の領域に関して研究の企画推進者となることができる。」（専攻分野共通科目3） ・地域看護：「看護知識や技術を開発し、実践の改善や変革のための研究ができる」 （専攻分野教育目標7）、「地域看護に関する情報収集・分析・研究」 （専攻分野共通科目2）
EBPに関する記述はないが、研究に関する記述あり	7 (50.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅看護：「在宅ケアに関する実践的研究を行い、在宅看護の発展に貢献することができる。」（専攻分野共通目標6）、「在宅看護の効果とその根拠、ケアの質評価とケア効果を高める方略の検討など研究的手法を活用して探求する。」（専攻分野共通科目5） ・クリティカルケア看護：「クリティカルケア看護に関連した研究に参加・協力し、クリティカルケア看護の発展に資することができる。」（専攻分野共通目標6） ・災害看護：「災害による人々の生活や健康状態等、また援助ケア方法等について、実践的研究を行う。」（専攻分野共通目標5） ・放射線看護：「放射線看護に関する専門的知識や技術の向上に資する看護研究を行うことができる。」（専攻分野共通目標7）
EBP・研究に関する記述なし	1 (7.1%)	・遺伝看護

*がん看護分野は、EBPと研究の両方に関する記載があった。

(2) NP

日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定規程において、NPは「実践」、「相談」、「調整」、「倫理調整」、「教育」、「研究」の6つの役割を有しているが、これらの定義でEBPに直接言及している記述はなかった。

IV. 考 察

1. 看護学士課程における EBP 教育の位置付け

モデルコアカリでは、根拠に基づいた課題対応能力の習得が看護師の学士課程に必要な教育として明確に位置付けられていた。看護学における研究と実践の循環の必要性や、そのために必要な臨床実践能力に加えて、文献検索や研究成果の利活用のための知識スキルの習得が明文化されていた。これらの記述は American Association of Colleges of Nursing (AACN) の学士課程で求める教育内容と類似していた (American Association of Colleges of Nursing, 2008)。ただし AACN では、看護実践におけるエビデンスの位置付けや、エビデンスを実践に統合する過程、エビデンスが生成される過程について、日本よりもさらに明文化されている。EBP は実践の一部であり、授業や実習で、学修者の臨床上の疑問を引き出し、その疑問を解決するための根拠の1つとして学術的な情報を統合する思考を促すような教員側の関わり方も求められる。

なお、看護師国家試験の出題基準には「基盤となる思考過程」に「根拠に基づいた看護<EBN>」が含まれているもの (厚生労働省医政局看護課, 2017)、保健師・薬剤師・医師といった他の職種の国家試験の出題基準 (厚生労働省医政局医事課, 2016; 厚生労働省医政局看護課, 2017; 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課, 2016) と比較して、とくに文献の検索・入手、文献の読解に必要な知識・スキルに関する記述がない。2019年に発表された看護基礎教育検討会報告書では (厚生労働省, 2019)、看護師養成課程で「科学的思考の基盤」の単位数が従来から1単位増やすことが提案された。大学の学士課程で求められる学習範囲と国家試験の出題範囲は必ずしも一致しないが、EBPに必要な能力修得のための基礎教育の充実が期待される。

2. 大学院での CNS・NP 教育課程における EBP 教育の位置付け

看護系大学院の教育に関する報告書 (日本看護系大学協議会, 2014) では、修士課程修了生は看護の課題を科学的に探索し、エビデンスを活用する EBP の理解が求められることが述べられているが、CNS の養成に関する文書では、EBP に関する記述は限られ、その表現は専攻課程別に多様であった。

本研究の対象文から、日本の EBP 教育の実態について直接言及することはできないが、CNS の養成における教育課程の基準として明記されていなかった。たとえば、日本の CNS 教育課程基準・審査要項や NP の要綱と AACN から発表されている修士課程で求める教育の文書は、文書の性質は異なるものの、米国と比べて日本では EBP の比重が低い可能性も考えられる。日本の CNS 養成校のシラバスや実際の教育内容で EBP 教育がどのように組み込まれているか、さらなる精査が必要である。

ただし、特に CNS 教育課程は、必要単位数の増加などカリキュラムは過密な状況にあり、これは米国の Clinical Nurse Specialist の養成も同様である (Yeo, 2017)。EBP の教育・研究ができる人材育成は博士後期課程に移行しつつある (American Association of Colleges of Nursing, 2006) が、大学院での EBP 教育が十分ではない可能性も指摘されている (Melnyk et al., 2018b)。EBP 教育はいつ・何を・どの順で学習を行うのがよいかまだ明らかになっていないが (Albarqouni et al., 2018)、既存の教育に EBP の学習を統合するカリキュラムの工夫が求められる。

3. 本研究の限界

本研究の限界として、本研究の対象文書における EBP の記述と、実際に行われている EBP 教育の実態が、どの程度一致しているのかは不明である点があげられる。EBP が十分に普及した状況であれば明記されない可能性もあり、また、EBP に関する記述があっても実際にどの程度実施されているかは不明である。今後は、各養成校のカリキュラムの分析や実態調査が必要である。

また本研究の対象文書では、EBP の定義を明記した文章はなかった。たとえば、AACN の文書では EBP の定義が明記されているため、EBP に関する記述を適切に分析することが可能である。高度実践看護師の養成に関する文書では、「研究」の役割が期待されているが、EBP に関する役割も含まれているのか、文脈では判断ができなかった。日本では「根拠に基づく」といった言葉はさまざまな場面で聞かれるようになったものの看護研究と混同されることもあり、EBP など関連する用語が文書で定義されることが望まれる。

4. 教育への示唆

国によって看護師の養成制度は異なるが、EBP に求められるコンピテンシーは国による違いはない。日本の看護師養成は近年の大学卒が約3割を占めるようになり (厚生労働省, n.d.)、大学院の設置も進んでいる (大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会, 2019) ことなどから、高等教育での EBP 教育の充実と、EBP 教育を担える人材育成がさらに必要となる。

EBPは、臨床実践能力と研究リテラシーの両方が求められる。高度実践看護師の養成は、CNSやNP以外にも認定看護師の養成や特定行為研修などさまざまな方法であるが、研究リテラシーを高める集中的なトレーニングを受けることができるのは大学院修士課程となる。ただし、EBPに必要な研究リテラシーは、研究者として必要な研究の知識スキルと同じではない。高度実践看護師の教育における「研究」の位置付けは、米国のように「EBPのための研究」であることを明示するなど、学習の方向性を位置付けることも必要であると考えられた。

EBPの取り組みや考え方は、看護・医療のみならず、社会全体で求められている。EBPを理解し、研究リテラシーを習得して研究成果を実践に統合できる思考を習得することで、EBPの人材育成を加速させることが望まれる。

V. 結 論

日本の看護師の高等教育におけるEBP教育は、看護学士課程では、看護学教育モデルコアカリでEBPに関する記述があった。大学院における高度実践看護師の養成課程では、CNS・NPが有する役割の中で、EBPに直接言及する記述はなかった。CNSの専攻課程別の要項では専攻課程によって記述内容が異なり、記述のない専攻課程もあった。

利益相反

本報告について、開示すべき利益相反はない。本報告は、JSPS科研費JP-18K17452の助成を受けて行った研究の一部である。また、筆頭著者の博士論文の一部をまとめたものである。

謝 辞

本報告の着想にあたりご指導頂きました酒井郁子先生(千葉大学大学院看護学研究科)に、深く感謝申し上げます。

■文 献

赤瀬智子, 伊吹愛, 池谷真遵, 大山亜希子, 周藤美沙子, 榎原弘子 (2018). 大学院における周麻酔期看護師育成のための教育課程の教育内容および設立経緯の報告. 横浜看護学雑誌, 11(1), 36-41, doi:10.15015/00001278.

Albarqouni, L., Hoffmann, T., Straus, S., Olsen, N.R., Young, T., Ilic, D., et al. (2018). Core Competencies in Evidence-Based Practice for Health Professionals. *JAMA Netw Open*, 1(2), e180281, doi:10.1001/jamanetworkopen.2018.0281

American Association of Colleges of Nursing (2006). *The Essentials of Doctoral Education for Advanced Nursing Practice*, 2020年8月18日アクセス, <https://www.aacnnursing.org/Portals/42/Publications/DNPEssentials.pdf>

American Association of Colleges of Nursing (2008). *The Essentials of Baccalaureate Education for Professional Nursing Practice*, 2020年8月18日アクセス, <https://www.aacnnursing.org/Portals/42/Publications/BaccEssentials08.pdf>

American Association of Colleges of Nursing (2011). *The Essentials of Master's Education in Nursing*, 2020年8月18日アクセス, <http://www.aacnnursing.org/portals/42/publications/mastersessentials11.pdf>

遠藤良仁, 浅沼優子, 山内一史, 伊藤収 (2009). 病棟看護管理者における科学的根拠の情報収集の実態および研究成果活用の阻害要因に関する認識との関連. 岩手県立大学看護学部紀要, 11, 1-12.

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 (2017). 看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～, 2019年8月1日アクセス, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/078/gaiyou/_icsFiles/afeldfile/2017/10/31/1397885_1.pdf

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 (2019). 資料4 2019年度看護系大学に係る基礎データ, 2020年8月18日アクセス, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/098/gijiroku/_icsFiles/afeldfile/2019/05/27/1417062_4_1.pdf

二見朝子, 野口麻衣子, 山本則子 (2019). 看護師のクリティカルシンキングと科学的根拠の利用の関連. 日看科会誌, 39, 261-269, doi: 10.5630/jans.39.261

Institute of Medicine (2009). *Leadership Commitments to Improve Value in Healthcare: Toward Common Ground: Workshop Summary ix*. Washington, DC: In National Academies Press.

厚生労働省 (n.d.). 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査, 2020年8月18日アクセス, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/100-1.html>

厚生労働省 (2019). 看護基礎教育検討会報告書, 2020年7月1日アクセス, <https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557405.pdf>

厚生労働省医政局医事課 (2016). 医師国家試験出題基準平成30年版, 2020年10月3日アクセス, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000128990.pdf>

厚生労働省医政局看護課 (2017). 保健師助産師看護師国家試験出題基準平成30年度, 2020年8月18日アクセス, <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000158962.pdf>

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 (2016). 薬剤師国家試験出題基準, 2020年10月3日アクセス, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000158962.pdf>

- mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000143747.pdf
- Melnik, B. M. & Fineout-Overholt, E. (2018a). *Evidence-Based Practice in Nursing & Healthcare. A Guide to Best Practice* (4th edition). Philadelphia: Lippincott Williams & Wilkins.
- Melnik, B. M., Gallagher-Ford, L., Zellefrow, C., Tucker, S., Thomas, B., Sinnott, L.T., et al. (2018b). The First U.S. Study on Nurses' Evidence-Based Practice Competencies Indicates Major Deficits That Threaten Healthcare Quality, Safety, and Patient Outcomes. *Worldviews Evid Based Nurs*, 15(1), 16–25, doi: 10.1111/wvn.12269
- 宮首由美子, 亀岡智美 (2011). 認定看護師の研究成果活用の現状と学習状況との関係. 国立看護大学校紀要, 10(1), 31–38, doi:10.7868/s0205961416040059
- 日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分会 (2011). 高度実践看護師制度の確立に向けて, 2020年8月18日アクセス, <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t135-2.pdf>
- 日本看護系大学協議会 (2014). 平成25年度 大学における医療人養成推進等委託事業. 看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究 報告書, 2020年8月18日アクセス, <http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2013/12/H25MEXT-project1.pdf>
- 日本看護系大学協議会 (n.d. a). ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定審査要項, 2020年10月29日アクセス, <https://www.janpu.or.jp/np/>
- 日本看護系大学協議会 (n.d. b). 2019年度版 高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項, 2019年8月1日アクセス, <http://www.janpu.or.jp/download/pdf/cns.pdf>
- 日本看護協会 (n.d.). 専門看護師, 2020年8月18日アクセス, <https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cns>
- 日本 NP 大学協議会 (n.d.). 大学院教育課程認定, 2020年8月18日アクセス, <https://www.jonpf.jp/graduateschool/certification.html>
- Nilsen, P. (2015). Making sense of implementation theories, models and frameworks. *Implementat Sci*, 10, 53, doi:10.1186/s13012-015-0242-0
- Sackett, D. L., Rosenberg, W. M., Gray, J. A., Haynes, R.B., & Richardson, W.S. (1996). Evidence Based Medicine: What It Is and What It Isn't. *BMJ*, 312, 71–2, doi: 10.1136/bmj.312.7023.71
- Saunders, H., Stevens, K. R., & Vehviläinen-Julkunen, K. (2016). Nurses' readiness for evidence-based practice at Finnish university hospitals: a national survey. *J Adv Nurs*, 72(8), 1863–1374, doi:10.1111/jan.12963
- Saunders, H., & Vehviläinen-Julkunen, K. (2015). The state of readiness for evidence-based practice among nurses: An integrative review. *Int Nurs Stud*, 56, 128–140, doi:10.1016/j.ijnurstu.2015.10.018
- Straus, S. E., Glasziou, P., Richardson, W. S., & Haynes, R. B. (2019). *Evidence-Based Medicine: How to Practice and Teach EBM* (5th edition). London: Elsevier.
- Tomotaki, A., Fukahori, H., & Sakai, I. (2020). Exploring sociodemographic factors related to practice, attitude, knowledge, and skills concerning evidence-based practice in clinical nursing. *Jpn J Nurs Sci*, 17(1), e12260, doi:org/10.1111/jjns.12260
- Yeo, S. (2017). 米国における DNP の現状と展望. *看護研究*, 50(1), 12–17, doi: 10.11477/mf.1681201333

【要旨】 根拠に基づく実践 (Evidence-based practice: EBP) の重要性は、国際的に広く認識され、看護師にも EBP が求められている。EBP を推進するためには、EBP 教育が重要となるが、日本の看護師の高等教育において EBP 教育がどのように位置付けられているか、体系的に報告されたものはない。そこで、日本の看護系大学の学士課程、および、大学院修士課程での高度実践看護師の養成に関する文書を対象に、EBP 教育に関する記述を抽出し要約した。その結果、看護学士課程では、看護学教育モデル・コア・カリキュラムで EBP に関して記述されていた。専門看護師・診療看護師の有する役割の定義には、EBP に直接言及する記述はなかったが、専門看護師の専攻課程別では、教育目標などで EBP について記述されている課程もあった。ただし記述の程度は専攻課程によって異なっていた。今後は、看護系大学・大学院のシラバス、および、実際に行われている EBP 教育の実態を調査する必要がある。

受付日 2020 年 9 月 3 日 採用決定日 2020 年 11 月 11 日